平成２６年（フ）第１３３１号
横浜市神奈川区子安台２丁目１番14号
債務者　牧　　正和
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　宗弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６１号
富山県射水市青井谷637番地、前住所富山市北代300番地136　サンローラン北代202号
債務者　宮林　幸枝
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１８１号
山梨県甲府市伊勢４丁目９番11号
債務者　飯野　浩文
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
岐阜県瑞穂市祖父江187番地１　ロイヤル野白20Ｂ号、前住所岐阜県本巣市十四条981番地12
債務者　ドス　サントス　エメルソン　リカルド（ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ　ＥＭＥＲＳＯＮ　ＲＩＣＡＲＤＯ）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７５号
岐阜県瑞穂市祖父江187番地１　ロイヤル野白20Ｂ号、前住所岐阜県本巣市十四条981番地12
債務者　サントスナタリーヨウコシルバイレイ（ＳＡＮＴＯＳ　ＮＡＴＡＬＬＹ　ＹＯＫＯ　ＳＩＬＶＡ　ＩＲＥＩ）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０号
静岡県富士宮市大中里937番地の１　あんなばん203号室
債務者　諏訪部裕之
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１５号
奈良市千代ヶ丘３丁目５番地の38
債務者　三木　光徳
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６６号
広島市安佐北区倉掛２丁目６番24号
債務者　車田　節代
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２０号
広島市安佐北区亀山南５丁目24番11号
債務者　吉岡　静香
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１号
福岡県久留米市櫛原町83番地７　エステート櫛原402号、前住所福岡県久留米市東合川４丁目４番10号　グランド・ソレーユ東合川101号
債務者　田中　美紅
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４７号
福岡県久留米市三潴町田川151番地７　丸美ビル402
債務者　珠数　治央
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県大島郡知名町大字芦清良2290番地
債務者　福本　　信
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町224番地１
債務者　田中　杏里
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第４１号
秋田県大館市比内町大葛字大渡３番地１、借入時住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木1852番地３コーポ政子Ｃ―201号
債務者　佐藤沙耶香（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５８号
群馬県桐生市川内町３丁目418番地の８　オーチャードＡ号室
債務者　今泉美惠子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１１２号
三重県津市上浜町６丁目144番地１　ユーメゾンＡ102
債務者　山村百合子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所破産係